

平成25年6月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 河内 剛

平成24年(ワ)第2958号不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成25年5月24日

判 決

埼

原 告
同訴訟代理人弁護士 飯 島 努

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被 告 アイフル株式会社
同代表者代表取締役 福 田 吉 孝
同訴訟代理人支配人 西 村 武 次

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金146万8351円及び内金109万3352円に対する平成24年8月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文1項と同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が貸金業者である被告との間で利息制限法の定める制限を超える利息の支払を伴う金銭消費貸借取引を行い過払金が生じたことから、原告が、被告に対し、被告は民法704条にいう悪意の受益者に当たるとして、不当利得返還請求権に基づき過払金及び同条前段所定の利息の支払を求める事案である。

1 争いのない事実

- (1) 被告は、貸金業者である。
- (2) 原告と被告は、平成2年6月13日から、別紙の年月日欄、借入金額欄及び弁済額欄記載のとおり、利息制限法所定の制限を超える利率による金銭消費貸借取引をしており、利息制限法所定の制限利率（原告が約定分割金の支払を怠ってから被告が期限の利益を再度付与するまでの間は遅延損害金利率）で引直計算すると、平成5年12月22日以後は別紙の残元金欄記載の過払金が生じており、被告が悪意の受益者に当たる場合に負うべき利息の額は、別紙の過払利息残額欄記載のとおりとなる。
- (3) 原告は、被告との間で、平成20年10月25日、原被告間の金銭消費貸借契約に基づく残債務30万9519円（元金22万6568円、遅延損害金8万2951円）の存在することを認め、内金23万6000円を同年11月から同22年10月まで毎月1万円（最終回は6000円）ずつ分割して支払うこととし、原告がその支払を遅滞なく行ったときは被告はその余の請求を放棄するが、原告がその支払を1回でも怠ったときは残債務から既払額を控除した残額及び残元金に対する年29.20%の割合による遅延損害金を直ちに支払うことなどを内容とする和解契約（以下「本件和解契約」という。）を締結した。

2 争点

- (1) 本件和解契約は錯誤により無効であるか。
- (2) 本件和解契約は消費者契約法4条1項1号又は民法96条1項に基づき取り消し得るものであるか。
- (3) 被告は悪意の受益者に当たるか。

3 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1)（本件和解契約の錯誤無効）について
（原告の主張）

本件和解契約締結当時、原告の被告に対する貸金債務は存在せず、反対に

100万円を超える過払金が生じていたにもかかわらず、原告はその事実を認識しておらず、そのことについて被告に起因する事情があったから、法律行為の要素について原告に動機の錯誤があり、その動機は表示されていたというべきであり、本件和解契約は無効である。

(被告の主張)

動機の錯誤によって意思表示が無効となることはないから、本件和解契約は有効である。原告の主張によれば、みなし弁済に関する争いがあるにもかかわらず、過払金を全額返還しない限り、たとえ裁判上の和解であってもその和解は動機の錯誤により無効となるから、和解そのものの存在意義がなくなる上、取引の安定も極度に害する結果となり、社会通念上妥当であるとはいえない。

(2) 争点(2) (本件和解契約の消費者契約法4条1項1号又は民法96条1項に基づく取消の可否) について

(原告の主張)

本件和解契約は消費者である原告が事業者である被告との間で被告の勧誘により締結したものであるところ、被告の担当者は貸金債権が既に消滅していたにもかかわらずこれがあると述べており、その結果、原告は貸金債権が存在すると誤認して本件和解契約を締結したのであるから、原告は、消費者契約法4条1項1号又は民法96条1項に基づき本件和解契約を取り消す。

(被告の主張)

被告は、原告に対して、契約利率が利息制限法所定利率を超えていない、利息制限法所定利率を超えた利息の支払が貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）43条の要件を満たしていても有効な弁済であるといった虚偽の事実を告げたことはなく、原告の主張は失当である。

(3) 争点(3) (被告の悪意) について

(原告の主張)

被告は、貸金業者として利息制限法所定の制限利率を超過する約定利率によって原告に金員を貸し付けていたのだから、過払金が発生した時点で自らの利得に法律上の原因がないことを知っていたというべきであり、悪意の受益者に当たる。

(被告の主張)

被告が基本契約締結時に交付した書面（以下「包括契約書」という。）には、「返済方法」として借入残高に応じた毎回の最低支払元金額、及び支払の最終期限の記載が、「支払期日」として最初の借入から32日以内等の記載があり、また、個別の貸付に際して交付した書面（以下「個別明細書」という。）には、「次回返済期日」「次回返済元金及び利息」「利用残高」が記載され、平成14年8月末日以降に交付したものにおいては「最終ご返済日」「残返済回数」「各回ご返済期日」「各回元金支払予定額」の記載が追加された。そして、被告のリボルビング契約は、毎月の最低返済額のうち元金返済額は再度の貸付がされない限り変更されないものであるから、顧客において個別明細書の利用残高及び包括契約書の記載から容易に返済回数及び完済までの期間を把握することができ、被告は個々の貸付時に貸金業法17条1項所定の書面に準ずる記載をした書面を交付していたといえる。

また、貸金業法18条1項所定の受取証書には契約年月日、貸付けの金額及び債務者の商号、名称又は氏名の記載を省略していたが、これは平成18年内閣府令第39号による改正前の貸金業法施行規則15条2項に従ったものである。さらに、支払の任意性についても、原告が使用したATMでは、入金額が元本、利息、損害金のいずれに充当されるかを入金前に知ることができるほか、法定利率による利息の支払を希望するならば、併設の営業店店頭に持参するか被告の指示を仰ぐなどの方法で支払うことができる上、借主が支払を怠った場合にも被告は個別の事情に応じて誠実に対応してきた。

そうすると、被告が貸金業法43条1項の適用があると認識したことについてやむを得ないといえる特段の事情があり、被告は悪意の受益者に当たらない。

第3 争点に対する判断

1 争点(1) (本件和解契約の錯誤無効) について

(1) 証拠(甲B1, 11)によれば、① 原告は、平成19年夏頃失職し、同年8月15日を最後に被告に対する支払をしなくなったため、被告の担当者から繰り返し返済を求められていたこと、② 同20年10月頃、被告の担当者は、原告に対し、延滞が続いて損害金がかさんでおり、このまま支払が遅れると損害金がかさんで返済の目途が立たなくなるとして、強硬に返済を迫るとともに、被告と和解をすればその後は利息が付かず元金のみを毎月決まった金額ずつ支払えば返済の目途がつくなどと、和解契約を締結することを求めたこと、③ 原告は、上記担当者から取引履歴を示されておらず、過払金が生じている可能性のあることを認識しないまま、貸金業法43条1項が適用された場合に残存する元金22万6568円及びそれに対する損害金が存在しており被告と和解をすれば損害金は免除されるとの認識の下、被告の担当者から求められた和解契約の締結に応ずることとし、その後被告から本件和解契約の内容が記載された書面の送付を受けこれに署名押印したことが認められる。

(2) 前記第2の1 (争いのない事実) (2), 別紙のとおり、本件和解契約が締結された平成20年10月の時点では元金及び損害金は存在しないのみならず95万3352円の過払金が生じていたところ、上記事実によれば、本件和解契約に際して元金の存在及び額は当然の前提として争いの対象とされておらず、被告の担当者も原告が元金の存在を信じていたことを認識していたものと考えられる。このほか、本件和解契約の内容等に照らせば、原告において元金が存在せず過払金が生じている可能性を認識していれば本件和

解契約の締結に応じなかったことは明らかである。したがって、本件和解契約は、原告において要素の錯誤があったというべきである。

被告は、動機の錯誤によって意思表示が無効となることはなく、原告の主張を認めれば取引の安全を著しく害するなど主張するが、上記のとおり本件では元金の存在が当然の前提とされており、被告の担当者も原告の上記認識を知っていたのであるから、被告の主張は前提を欠くものであって採用することはできない。

(3) 以上によれば、本件和解契約は民法95条により無効であり、争点(1)に関する原告の主張は理由がある。

2 争点(3) (被告の悪意) について

(1) 貸金業者が利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超える金員を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるものというべきである（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）。

(2) 本件で貸金業者である被告が利息制限法1条1項の制限を超えて利息として受領した部分には貸金業法43条1項が適用されないところ、被告は、上記特段の事情として、被告が交付した包括契約書及び個別明細書の記載によれば、同法17条1項所定の書面に準ずる記載をした書面を交付していたといえると主張し、証拠として平成10年1月14日付けの金銭消費貸借基本契約書兼告知書を提出する。しかしながら、原告との取引が開始された平成2年6月13日の時点における包括契約書は証拠として提出されておらず、個別明細書の交付の有無及びその記載内容についても何らの立証もされ

ておらず、被告の主張に係る書面が交付された事実を認めることはできない。仮に、被告の主張を前提としても、残元金が消滅した平成5年12月22日より前に交付された個別明細書には「次回返済期日」「次回返済元金及び利息」「利用残高」が記載されるにとどまり、包括契約書の記載を考慮しても返済期間、返済回数等が明らかではなく、被告が個々の貸付時に同法17条1項所定の書面に準ずる記載をした書面を交付していたとはいえない。

また、個々の弁済時における受取証書の交付の有無及びその内容並びに支払の任意性についても、被告の主張する事実を認めるに足りる証拠はない。

このほか、本件記録を精査しても、被告において原告による利息制限法1条1項の制限を超える利息の支払について貸金業法43条1項が適用されると認識しており、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ない特段の事情があったと認めることはできない。

- (3) そうすると、被告は民法704条にいう「悪意の受益者」に当たるといふべきであり、争点(3)に関する原告の主張は理由がある。

第4 結論

以上によれば、原告の被告に対する弁済により、平成24年8月16日の時点で別紙の残元金欄記載のとおり109万3352円の過払金が生じており、被告は悪意の受益者として年5分の割合による利息の支払義務を負い、同日時点におけるその金額は別紙の過払利息残額欄記載の37万4999円となることから、争点(2)について検討するまでもなく、原告の請求は理由があることとなる。

よって、主文のとおり判決する（訴訟費用の裁判につき仮執行宣言を付すのは相当でない。）。

さいたま地方裁判所第2民事部

裁判官 中山 雅 之

(別 紙)

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者: 過払利率 5%
会員番号:
貸金業者: アイフル(株) 作成者: 飯島努

年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1 H2. 6. 13	200,000		0.18				200,000		
2 H2. 6. 13		100,000	0.18	1	98	0	100,098	0	0
3 H2. 7. 2	20,000		0.18	19	937	937	120,098	0	0
4 H2. 7. 16	50,000		0.18	14	829	1,766	170,098	0	0
5 H2. 7. 19		10,000	0.2628	3	251	0	162,115	0	0
6 H2. 7. 30	15,000		0.18	11	1,283	1,283	177,115	0	0
7 H2. 8. 24		12,000	0.2628	25	2,183	0	168,581	0	0
8 H2. 8. 30	20,000		0.18	6	728	728	188,581	0	0
9 H2. 9. 27	3,000		0.18	28	2,603	3,331	191,581	0	0
10 H2. 9. 28		15,000	0.18	1	94	0	180,006	0	0
11 H2. 10. 3	10,000		0.18	5	443	443	190,006	0	0
12 H2. 10. 31		6,838	0.18	28	2,623	0	186,234	0	0
13 H2. 10. 31	52,000		0.18	0	0	0	238,234	0	0
14 H2. 12. 8		10,000	0.2628	38	4,464	0	232,698	0	0
15 H3. 1. 7		10,000	0.18	30	5,026	0	227,724	0	0
16 H3. 2. 16		10,000	0.2628	40	4,492	0	222,216	0	0
17 H3. 3. 18		12,000	0.18	30	4,799	0	215,015	0	0
18 H3. 4. 23		11,000	0.2628	36	3,817	0	207,832	0	0
19 H3. 5. 30		10,000	0.2628	37	5,536	0	203,368	0	0
20 H3. 7. 5		10,000	0.2628	36	5,271	0	198,639	0	0
21 H3. 8. 12		12,000	0.2628	38	5,434	0	192,073	0	0
22 H3. 9. 20		10,000	0.2628	39	5,393	0	187,466	0	0
23 H3. 10. 28		10,000	0.2628	38	5,129	0	182,595	0	0
24 H3. 12. 4		10,000	0.2628	37	4,864	0	177,459	0	0
25 H4. 1. 10		11,000	0.2628	37	4,724	0	171,183	0	0
26 H4. 2. 18		13,000	0.2628	39	4,793	0	162,976	0	0
27 H4. 3. 25		10,000	0.2628	36	4,212	0	157,188	0	0
28 H4. 5. 7		12,000	0.2628	43	4,853	0	150,041	0	0
29 H4. 6. 11		10,000	0.18	35	3,770	0	143,811	0	0
30 H4. 7. 15		11,000	0.18	34	2,404	0	135,215	0	0
31 H4. 8. 17		13,000	0.18	33	2,194	0	124,409	0	0
32 H4. 9. 25		12,000	0.2628	39	2,386	0	114,795	0	0
33 H4. 10. 27		11,000	0.18	32	2,637	0	106,432	0	0
34 H4. 12. 10		12,000	0.2628	44	2,303	0	96,735	0	0
35 H5. 1. 19		12,000	0.2628	40	2,781	0	87,516	0	0
36 H5. 2. 10		12,000	0.18	22	1,386	0	76,902	0	0
37 H5. 3. 20		12,000	0.2628	38	1,441	0	66,343	0	0
38 H5. 4. 29		11,000	0.2628	40	1,910	0	57,253	0	0
39 H5. 6. 8		12,000	0.2628	40	1,648	0	46,901	0	0
40 H5. 7. 13		11,000	0.18	35	1,181	0	37,082	0	0
41 H5. 8. 18		10,000	0.2628	36	658	0	27,740	0	0
42 H5. 9. 26		6,000	0.2628	39	778	0	22,518	0	0
43 H5. 10. 18		6,000	0.18	22	356	0	16,874	0	0
44 H5. 11. 13		10,000	0.18	26	216	0	7,090	0	0
45 H5. 12. 22		10,000	0.2628	39	136	0	-2,774	0	0

年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
46 H6. 1. 28		5,000	0	37	0	0	-7,774	-14	-14
47 H6. 3. 3		5,000	0	34	0	0	-12,774	-36	-50
48 H6. 4. 13		5,000	0	41	0	0	-17,774	-71	-121
49 H6. 5. 7		5,000	0	24	0	0	-22,774	-58	-179
50 H6. 6. 8		5,000	0	32	0	0	-27,774	-99	-278
51 H6. 7. 12		6,000	0	34	0	0	-33,774	-129	-407
52 H6. 8. 13		6,000	0	32	0	0	-39,774	-148	-555
53 H6. 9. 15		5,000	0	33	0	0	-44,774	-179	-734
54 H6. 10. 17		5,000	0	32	0	0	-49,774	-196	-930
55 H6. 11. 23		6,000	0	37	0	0	-55,774	-252	-1,182
56 H7. 1. 5		6,000	0	43	0	0	-61,774	-328	-1,510
57 H7. 2. 9		6,000	0	35	0	0	-67,774	-296	-1,806
58 H7. 3. 23		6,500	0	42	0	0	-74,274	-389	-2,195
59 H7. 4. 11		5,000	0	19	0	0	-79,274	-193	-2,388
60 H7. 5. 18		6,000	0	37	0	0	-85,274	-401	-2,789
61 H7. 6. 22		6,000	0	35	0	0	-91,274	-408	-3,197
62 H7. 7. 28		6,000	0	36	0	0	-97,274	-450	-3,647
63 H7. 9. 2		5,500	0	36	0	0	-102,774	-479	-4,126
64 H7. 10. 12		6,000	0	40	0	0	-108,774	-563	-4,689
65 H7. 11. 12		5,000	0	31	0	0	-113,774	-461	-5,150
66 H7. 12. 19		6,000	0	37	0	0	-119,774	-576	-5,726
67 H8. 1. 23		7,000	0	35	0	0	-126,774	-573	-6,299
68 H8. 2. 27		6,000	0	35	0	0	-132,774	-606	-6,905
69 H8. 4. 3		6,000	0	36	0	0	-138,774	-652	-7,557
70 H8. 5. 8		5,000	0	35	0	0	-143,774	-663	-8,220
71 H8. 6. 13		5,000	0	36	0	0	-148,774	-707	-8,927
72 H8. 7. 20		6,000	0	37	0	0	-154,774	-751	-9,678
73 H8. 8. 21		5,000	0	32	0	0	-159,774	-676	-10,354
74 H8. 9. 25		5,500	0	35	0	0	-165,274	-763	-11,117
75 H8. 10. 31		4,000	0	36	0	0	-169,274	-812	-11,929
76 H8. 12. 4		7,000	0	34	0	0	-176,274	-786	-12,715
77 H9. 1. 9		5,000	0	36	0	0	-181,274	-867	-13,582
78 H9. 2. 14		5,000	0	36	0	0	-186,274	-893	-14,475
79 H9. 3. 21		6,000	0	35	0	0	-192,274	-893	-15,368
80 H9. 4. 26		6,000	0	36	0	0	-198,274	-948	-16,316
81 H9. 6. 2		4,000	0	37	0	0	-202,274	-1,004	-17,320
82 H9. 7. 7		5,000	0	35	0	0	-207,274	-969	-18,289
83 H9. 8. 11		5,000	0	35	0	0	-212,274	-993	-19,282
84 H9. 9. 16		7,000	0	36	0	0	-219,274	-1,046	-20,328
85 H9. 10. 17		6,000	0	31	0	0	-225,274	-931	-21,259
86 H9. 11. 23		5,000	0	37	0	0	-230,274	-1,141	-22,400
87 H9. 12. 29		5,000	0	36	0	0	-235,274	-1,135	-23,535
88 H10. 1. 14		1,814	0	16	0	0	-237,088	-515	-24,050
89 H10. 1. 14	40,000		0	0	0	0	-221,138	0	0
90 H10. 1. 15	10,000		0	1	0	0	-211,168	-30	0
91 H10. 1. 17	20,000		0	2	0	0	-191,225	-57	0
92 H10. 1. 18	30,000		0	1	0	0	-161,251	-26	0
93 H10. 1. 30	20,000		0	12	0	0	-141,516	-265	0
94 H10. 2. 6	20,000		0	7	0	0	-121,651	-135	0
95 H10. 2. 23		20,000	0	17	0	0	-141,651	-283	-283
96 H10. 2. 27	10,000		0	4	0	0	-132,011	-77	0
97 H10. 3. 2	4,000		0	3	0	0	-128,065	-54	0

年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
98 H10. 3. 26		10,000	0	24	0	0	-138,065	-421	-421
99 H10. 3. 27	4,000		0	1	0	0	-131,504	-18	0
100 H10. 4. 29		20,000	0	33	0	0	-154,504	-608	-608
101 H10. 5. 9	10,000		0	10	0	0	-145,323	-211	0
102 H10. 5. 9	3,000		0	0	0	0	-142,323	0	0
103 H10. 6. 2		10,000	0	24	0	0	-152,323	-467	-467
104 H10. 6. 7	3,000		0	5	0	0	-149,894	-104	0
105 H10. 7. 4		6,000	0	27	0	0	-155,894	-554	-554
106 H10. 7. 4		1,000	0	0	0	0	-156,894	0	-554
107 H10. 8. 4		10,000	0	31	0	0	-166,894	-666	-1,220
108 H10. 9. 7		7,000	0	34	0	0	-173,894	-777	-1,997
109 H10. 9. 13	4,000		0	6	0	0	-172,033	-142	0
110 H10. 10. 12		10,000	0	29	0	0	-182,033	-683	-683
111 H10. 10. 17	3,000		0	5	0	0	-179,840	-124	0
112 H10. 11. 14		7,000	0	28	0	0	-186,840	-689	-689
113 H10. 12. 16		7,000	0	32	0	0	-193,840	-819	-1,508
114 H11. 1. 19		10,000	0	34	0	0	-203,840	-902	-2,410
115 H11. 1. 30	4,000		0	11	0	0	-202,557	-307	0
116 H11. 2. 22		10,000	0	23	0	0	-212,557	-638	-638
117 H11. 3. 9	3,000		0	15	0	0	-210,631	-436	0
118 H11. 3. 28		8,000	0	19	0	0	-218,631	-548	-548
119 H11. 4. 27	1,000		0	30	0	0	-218,631	-898	-446
120 H11. 4. 30		10,000	0	3	0	0	-228,631	-89	-535
121 H11. 5. 8	3,000		0	8	0	0	-226,416	-250	0
122 H11. 6. 2		10,000	0	25	0	0	-236,416	-775	-775
123 H11. 6. 22	4,000		0	20	0	0	-233,838	-647	0
124 H11. 7. 6		7,000	0	14	0	0	-240,838	-448	-448
125 H11. 7. 6		2,000	0	0	0	0	-242,838	0	-448
126 H11. 8. 8		10,000	0	33	0	0	-252,838	-1,097	-1,545
127 H11. 8. 12	5,000		0	4	0	0	-249,521	-138	0
128 H11. 9. 9		7,000	0	28	0	0	-256,521	-957	-957
129 H11. 10. 14		7,200	0	35	0	0	-263,721	-1,229	-2,186
130 H11. 10. 14	1,000		0	0	0	0	-263,721	0	-1,186
131 H11. 11. 16		8,000	0	33	0	0	-271,721	-1,192	-2,378
132 H11. 12. 19		7,000	0	33	0	0	-278,721	-1,228	-3,606
133 H12. 1. 20		7,000	0	32	0	0	-285,721	-1,219	-4,825
134 H12. 2. 22		10,000	0	33	0	0	-295,721	-1,288	-6,113
135 H12. 3. 20	6,000		0	27	0	0	-295,721	-1,090	-1,203
136 H12. 3. 26		10,000	0	6	0	0	-305,721	-242	-1,445
137 H12. 3. 28	3,000		0	2	0	0	-304,249	-83	0
138 H12. 4. 29		8,000	0	32	0	0	-312,249	-1,330	-1,330
139 H12. 6. 2		7,000	0	34	0	0	-319,249	-1,450	-2,780
140 H12. 6. 14	1,000		0	12	0	0	-319,249	-523	-2,303
141 H12. 7. 5		8,000	0	21	0	0	-327,249	-915	-3,218
142 H12. 8. 9		10,000	0	35	0	0	-337,249	-1,564	-4,782
143 H12. 9. 17		7,000	0	39	0	0	-344,249	-1,796	-6,578
144 H12. 9. 17	4,000		0	0	0	0	-344,249	0	-2,578
145 H12. 10. 17		7,000	0	30	0	0	-351,249	-1,410	-3,988
146 H12. 11. 14	1,000		0	28	0	0	-351,249	-1,343	-4,331
147 H12. 11. 24		10,000	0	10	0	0	-361,249	-479	-4,810
148 H12. 12. 26		10,000	0	32	0	0	-371,249	-1,579	-6,389
149 H13. 1. 6	6,000		0	11	0	0	-371,249	-558	-947

年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
150 H13. 1. 10		8,000	0	4	0	0	-379,219	-203	-1,150
151 H13. 1. 10	3,000		0	0	0	0	-377,399	0	0
152 H13. 1. 10	2,000		0	0	0	0	-375,399	0	0
153 H13. 2. 13		7,000	0	34	0	0	-382,399	-1,748	-1,748
154 H13. 3. 23		8,000	0	38	0	0	-390,399	-1,990	-3,738
155 H13. 4. 25		7,000	0	33	0	0	-397,399	-1,764	-5,502
156 H13. 6. 3		10,000	0	39	0	0	-407,399	-2,123	-7,625
157 H13. 6. 14	3,000		0	11	0	0	-407,399	-613	-5,238
158 H13. 7. 10		8,000	0	26	0	0	-415,399	-1,451	-6,689
159 H13. 8. 15		8,000	0	36	0	0	-423,399	-2,048	-8,737
160 H13. 8. 21	2,000		0	6	0	0	-423,399	-347	-7,084
161 H13. 9. 17		10,000	0	27	0	0	-433,399	-1,565	-8,649
162 H13. 9. 17	3,000		0	0	0	0	-433,399	0	-5,649
163 H13. 10. 22		8,000	0	35	0	0	-441,399	-2,077	-7,726
164 H13. 11. 22		7,000	0	31	0	0	-448,399	-1,874	-9,600
165 H13. 12. 26		8,000	0	34	0	0	-456,399	-2,088	-11,688
166 H14. 1. 28		8,000	0	33	0	0	-464,399	-2,063	-13,751
167 H14. 2. 28		8,000	0	31	0	0	-472,399	-1,972	-15,723
168 H14. 3. 9	6,000		0	9	0	0	-472,399	-582	-10,305
169 H14. 4. 2		8,000	0	24	0	0	-480,399	-1,553	-11,858
170 H14. 4. 13	2,000		0	11	0	0	-480,399	-723	-10,581
171 H14. 5. 9		8,000	0	26	0	0	-488,399	-1,711	-12,292
172 H14. 6. 15		10,000	0	37	0	0	-498,399	-2,475	-14,767
173 H14. 7. 16		8,000	0	31	0	0	-506,399	-2,116	-16,883
174 H14. 8. 17		7,000	0	32	0	0	-513,399	-2,219	-19,102
175 H14. 8. 18	6,000		0	1	0	0	-513,399	-70	-13,172
176 H14. 9. 20		7,000	0	33	0	0	-520,399	-2,320	-15,492
177 H14. 10. 23		10,000	0	33	0	0	-530,399	-2,352	-17,844
178 H14. 11. 4	4,000		0	12	0	0	-530,399	-871	-14,715
179 H14. 11. 26		10,000	0	22	0	0	-540,399	-1,598	-16,313
180 H14. 12. 5	3,000		0	9	0	0	-540,399	-666	-13,979
181 H14. 12. 30		10,000	0	25	0	0	-550,399	-1,850	-15,829
182 H15. 1. 4	3,000		0	5	0	0	-550,399	-376	-13,205
183 H15. 1. 31		6,000	0	27	0	0	-556,399	-2,035	-15,240
184 H15. 1. 31		1,000	0	0	0	0	-557,399	0	-15,240
185 H15. 3. 4		8,000	0	32	0	0	-565,399	-2,443	-17,683
186 H15. 4. 5		10,000	0	32	0	0	-575,399	-2,478	-20,161
187 H15. 5. 9		10,000	0	34	0	0	-585,399	-2,679	-22,840
188 H15. 6. 10		10,000	0	32	0	0	-595,399	-2,566	-25,406
189 H15. 7. 13		10,000	0	33	0	0	-605,399	-2,691	-28,097
190 H15. 8. 16		10,000	0	34	0	0	-615,399	-2,819	-30,916
191 H15. 9. 17		9,690	0	32	0	0	-625,089	-2,697	-33,613
192 H15. 10. 24		17,000	0	37	0	0	-642,089	-3,168	-36,781
193 H15. 11. 26		10,000	0	33	0	0	-652,089	-2,902	-39,683
194 H15. 12. 29		10,000	0	33	0	0	-662,089	-2,947	-42,630
195 H16. 1. 30		10,000	0	32	0	0	-672,089	-2,894	-45,524
196 H16. 3. 1		10,000	0	31	0	0	-682,089	-2,846	-48,370
197 H16. 3. 5	50,000		0	4	0	0	-680,831	-372	0
198 H16. 4. 1		15,000	0	27	0	0	-695,831	-2,511	-2,511
199 H16. 4. 7	10,000		0	6	0	0	-688,912	-570	0
200 H16. 4. 20	3,000		0	13	0	0	-687,135	-1,223	0
201 H16. 5. 7		10,000	0	17	0	0	-697,135	-1,595	-1,595

年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
202 H16. 5. 10	3,000		0	3	0	0	-696,015	-285	0
203 H16. 6. 10		10,000	0	31	0	0	-706,015	-2,947	-2,947
204 H16. 7. 12		10,000	0	32	0	0	-716,015	-3,086	-6,033
205 H16. 8. 13		10,000	0	32	0	0	-726,015	-3,130	-9,163
206 H16. 9. 13		10,000	0	31	0	0	-736,015	-3,074	-12,237
207 H16. 9. 14	10,000		0	1	0	0	-736,015	-100	-2,337
208 H16. 9. 14	4,000		0	0	0	0	-734,352	0	0
209 H16. 10. 15		7,000	0	31	0	0	-741,352	-3,109	-3,109
210 H16. 11. 17		7,000	0	33	0	0	-748,352	-3,342	-6,451
211 H16. 12. 22		7,000	0	35	0	0	-755,352	-3,578	-10,029
212 H17. 1. 31		10,000	0	40	0	0	-765,352	-4,136	-14,165
213 H17. 3. 7		7,000	0	35	0	0	-772,352	-3,669	-17,834
214 H17. 4. 8		10,000	0	32	0	0	-782,352	-3,385	-21,219
215 H17. 5. 14		7,000	0	36	0	0	-789,352	-3,858	-25,077
216 H17. 6. 27		11,000	0	44	0	0	-800,352	-4,757	-29,834
217 H17. 8. 1		7,000	0	35	0	0	-807,352	-3,837	-33,671
218 H17. 9. 5		7,000	0	35	0	0	-814,352	-3,870	-37,541
219 H17. 10. 26		15,000	0	51	0	0	-829,352	-5,689	-43,230
220 H17. 11. 30		8,000	0	35	0	0	-837,352	-3,976	-47,206
221 H18. 1. 27		11,000	0	58	0	0	-848,352	-6,652	-53,858
222 H18. 3. 27		5,000	0	59	0	0	-853,352	-6,856	-60,714
223 H18. 4. 27		10,000	0	31	0	0	-863,352	-3,623	-64,337
224 H18. 5. 31		10,000	0	34	0	0	-873,352	-4,021	-68,358
225 H18. 7. 26		11,000	0	56	0	0	-884,352	-6,699	-75,057
226 H18. 10. 6		15,000	0	72	0	0	-899,352	-8,722	-83,779
227 H19. 2. 8		23,000	0	125	0	0	-922,352	-15,399	-99,178
228 H19. 4. 5		11,000	0	56	0	0	-933,352	-7,075	-106,253
229 H19. 8. 15		20,000	0	132	0	0	-953,352	-16,877	-123,130
230 H20. 11. 28		10,000	0	471	0	0	-963,352	-61,342	-184,472
231 H21. 3. 31		2,000	0	123	0	0	-965,352	-16,219	-200,691
232 H21. 4. 20		5,000	0	20	0	0	-970,352	-2,644	-203,335
233 H21. 4. 30		4,000	0	10	0	0	-974,352	-1,329	-204,664
234 H21. 6. 1		6,000	0	32	0	0	-980,352	-4,271	-208,935
235 H21. 7. 1		5,000	0	30	0	0	-985,352	-4,028	-212,963
236 H21. 9. 1		5,000	0	62	0	0	-990,352	-8,368	-221,331
237 H21. 9. 30		5,000	0	29	0	0	-995,352	-3,934	-225,265
238 H21. 11. 30		5,000	0	61	0	0	-1,000,352	-8,317	-233,582
239 H21. 12. 29		5,000	0	29	0	0	-1,005,352	-3,974	-237,556
240 H22. 1. 26		5,000	0	28	0	0	-1,010,352	-3,856	-241,412
241 H22. 3. 5		5,000	0	38	0	0	-1,015,352	-5,259	-246,671
242 H22. 4. 30		5,000	0	56	0	0	-1,020,352	-7,789	-254,460
243 H22. 9. 28		5,000	0	151	0	0	-1,025,352	-21,105	-275,565
244 H23. 2. 27		10,000	0	152	0	0	-1,035,352	-21,349	-296,914
245 H23. 4. 25		5,000	0	57	0	0	-1,040,352	-8,084	-304,998
246 H23. 5. 26		5,000	0	31	0	0	-1,045,352	-4,417	-309,415
247 H23. 6. 30		5,000	0	35	0	0	-1,050,352	-5,011	-314,426
248 H23. 8. 17		5,000	0	48	0	0	-1,055,352	-6,906	-321,332
249 H23. 9. 22		10,000	0	36	0	0	-1,065,352	-5,204	-326,536
250 H23. 12. 1		10,000	0	70	0	0	-1,075,352	-10,215	-336,751
251 H24. 2. 15		1,000	0	76	0	0	-1,076,352	-11,176	-347,927
252 H24. 2. 15		4,000	0	0	0	0	-1,080,352	0	-347,927
253 H24. 6. 4		3,000	0	110	0	0	-1,083,352	-16,234	-364,161

年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
254 H24. 6. 25		5,000	0	21	0	0	-1,088,352	-3,107	-367,268
255 H24. 8. 16		5,000	0	52	0	0	-1,093,352	-7,731	-374,999

これは正本である。

平成25年6月28日

さいたま地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 河 内

